



■ 管理会社

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ)エス・エイ

(管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としてファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し等の業務を行います。)

(注) トラストの管理会社であったジャパン・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイは、2025年12月1日を効力発生日として、カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ)エス・エイに吸収合併され、同日以降、カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ)エス・エイがトラストの管理会社としての業務を行っています。

- ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて2009年9月17日に設立されました。
- 資本金は625,000ユーロ(約1億904万円)で、2025年9月末日現在全額払込済です。
(注) ユーロの円貨換算は、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=174.47円)によります。
- 管理会社は、2025年9月末日現在、合計594本のファンドの管理・運用を行っており、その純資産価額の合計は約1,996億ユーロです。

■ 投資運用会社

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッド

(ファンド資産の投資顧問・運用業務を行います。)

■ 保管受託銀行／会社事務・支払事務・管理事務代行会社／登録・名義書換事務代行会社

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店

(ファンド資産の保管業務および会社事務・支払事務・管理事務代行業務、ファンドの登録・名義書換事務代行業務、ファンドの評価業務、ファンド証券の純資産価格の計算等の業務を行います。)

(注) トラストの保管受託銀行、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社であったルクセンブルグみずほ信託銀行は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに吸収合併され、その後直ちに、ルクセンブルグみずほ信託銀行の資産および負債はステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店に割り当てられました。これにより、ルクセンブルグみずほ信託銀行は、2025年11月4日付でステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに法的に承継され、その結果、同日以降、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店がトラストの保管受託銀行、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社としての業務を行っています。

■ 代行協会員

みずほ証券株式会社

(日本における代行協会員業務を行います。)

■ 日本における販売会社

みずほ証券株式会社(下記)にお問い合わせください。

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア

ホームページ・アドレス:<https://www.mizuho-sc.com/>

(日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱い業務を行います。)

- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合には、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされています。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 外貨建マネー・マーケット・ファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月14日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年11月30日に生じております。
- 外貨建マネー・マーケット・ファンドはリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します(外貨建証券は為替変動の影響も受けます。)が、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、元本保証はありません。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- 外貨建マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」といいます。)は、サブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオ(以下「ファンド」といいます。)のみで構成されます。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

米ドル・ポートフォリオ

- ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することを目的とします。

※トラストおよびファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧洲議会および理事会規則(EU) 2017/1131(以下「MMF規則」といいます。)に基づくマネー・マーケット・ファンド(以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」といいます。)として適格性を有します。

また、ファンドは、MMF規則における、公的債務固定基準価額MMF(以下「公債CNAV MMF」といいます。)に該当します。

投資方針

- 法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない金融市場証券のみに投資します。ファンド全体の原資産の加重平均残存期間は、60日を超ません。ファンド全体の原資産の加重平均残存年限は、120日を超ません。買戻請求に適切に対応するため、その資産の一定割合を短期の金融市場証券の形で保有します。通常の場合、すべての金融市場証券を満期まで保有します。
- 管理会社は、1口当たりの純資産価格を1セント(0.01米ドル)に維持するよう最善を尽くします。

主な投資対象

- 金融市場証券の他、定期預金証書および公債商品(以下に定義します。)に担保された逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)、ならびに米ドル建て短期公債商品であるECP(ユーロ・コマーシャル・ペーパー)、NEU CP(譲渡可能欧洲コマーシャル・ペーパー)、譲渡可能定期預金証書およびTビル(米国財務省短期証券)等を投資対象とします。
- ファンドは、その資産の99.5%以上を以下の金融商品に投資しなければなりません。
 - EU、EU加盟国の中央政府、地方自治体および現地行政機関またはEU加盟国の中央銀行、欧洲中央銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、欧洲安定メカニズム、欧洲金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧洲評議会開発銀行、欧洲復興開発銀行、国際決済銀行もしくはその他の一もしくは複数のEU加盟国が所属する関連する国際金融機関・組織により単独または共同で発行されるかまたは保証された金融市場証券(以下「公債商品」といいます。)
 - 公債商品により担保された逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)
 - 現金

主な投資制限

ファンドは、公債CNAV MMFとしての投資制限を遵守します。以下はその要点を述べたものです。

- 少なくとも6つの異なる銘柄の公債商品を保有しなければならず、かつ一銘柄の有価証券がファンドの総資産の30%を超えてはならないものとします。
- 原則として、ファンドの資産の10%を超えて同一金融機関に預金することはできません。
- 金融市場証券、証券化商品、資産担保コマーシャル・ペーパーおよびその他MMFの受益証券または投資証券の空売りは行いません。

※さらに、ファンドはその受益証券が販売される法域の規制当局により要求される規制も遵守します。

流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に係る規則

管理会社は、受益者の換金(買戻し)請求に隨時応じられるように、以下のような流動性基準を遵守します。

- 1日単位で満期を迎える資産の組入比率：ファンド資産の最低10%
- 週単位で満期を迎える資産の組入比率：ファンド資産の最低30%

管理会社がコントロールできない理由により、または新株引受権もしくは新株買取権の行使の結果として、かかる制限を超過した場合、管理会社は受益者の利益を考慮し、換金(買戻し)ゲートの設定、換金(買戻し)制限、または流動性手数料を課すことなどの措置を取ることができます。

運用体制

- アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、管理会社との間の修正・再録投資運用契約によって、トラストのポートフォリオ運用業務を委任されています。
- トラストは、資産の保全、流動性の提供、収益の最大化を企図して運用され、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの投資運用チームによって、そのポートフォリオおよびリスクが管理されています。
- アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの投資運用チームは、総勢3名で構成されます。
- 運用にあたっては、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドにおいて毎月開催される投資戦略会議において、経済ファンダメンタルズ分析、金利分析(金利の方向性や期間構造の分析)、クレジット分析、テクニカル分析(市場タイミングや市場のセンチメントおよびモメンタムの分析)を行うことにより、投資方針が決定され、また、毎月開催される投資実績およびリスク委員会において投資方針がレビューされます。

※上記の運用体制は今後変更されることがあります。

分配方針

- 1口当たりの純資産価格を0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。
- 毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日(当日を含みます。)までに宣言された、発生済・未払いのすべての分配金は、源泉税等を控除後、自動的に再投資されます。

※分配の結果、トラストの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができません。

- 上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

ファンドは、金融市場証券など値動きのある有価証券に投資しますので、1口当たりの純資産価格および日々の分配金額は変動します。また、ファンドは外貨を基準通貨としていますので、基準通貨以外の通貨から投資する場合には外国為替相場等の変動による影響を受けます。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。

したがって、ファンドは元本が保証されているものではなく、ファンドへの投資により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

主なリスク要因

(i) 金利リスク

金利リスクは、イールド・カーブの水準、勾配および曲率の変動、デリバティブルの金利の予想ボラティリティの変動ならびにクレジット・スプレッドの変動から生じることがあります。かかる変動は、ファンドの純資産価額に好影響または悪影響を及ぼすことがあります。金融市場証券に対する投資は、金利リスクにさらされますが、満期までの期間がより長い債務証券よりも一般に感応度が低くなります。かかる証券は、金利が低下した場合には価額が上昇し、金利が上昇した場合には価額が下落します。

(ii) 信用リスク

信用リスクとは、一般に、証券の発行体が予定金利および元本の支払義務に応じることができなくなる可能性をいいます。受益者は、発行体の債務不履行を受けて金融商品の損失合計が計上された場合にファンドの純資産価額が下落する可能性が高いことを再認識すべきです。信用リスクは、発行体の格下げにも連動しています。ファンドに金融市場証券が含まれることにより、ファンドはその信用度の変動にさらされます。

(iii) 為替リスク

受益者の居住地の通貨に応じて、為替レートの変動はファンドに対する投資の価値に悪影響を及ぼすことがあります。より具体的には、受益者は、ファンドの価額が米ドルを参照通貨として計算されることに留意すべきです。したがって、日本円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって、円換算した投資元本を割り込むことがあります。

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

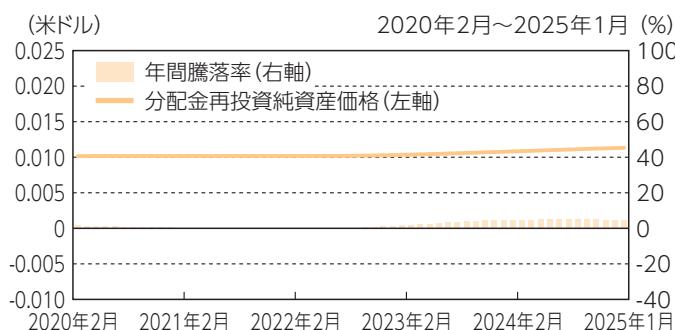
リスクに対する管理体制

ファンドは、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの債券運用チーム、コンプライアンス部門、ミドルオフィス部門によってリスクが管理されておりファンドが所有する証券のクレジットをモニタリングしています。これによりファンドが持つ主なリスク要因の大部分を低減することが可能になります。

※ 上記のリスク管理体制は今後変更されることがあります。

参考情報

● ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



*ファンドの分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した理論上のもので、2019年2月28日の純資産価格(0.01米ドル)に合わせて指数化しています。したがって、実際の純資産価格とは異なります。以下同じです。

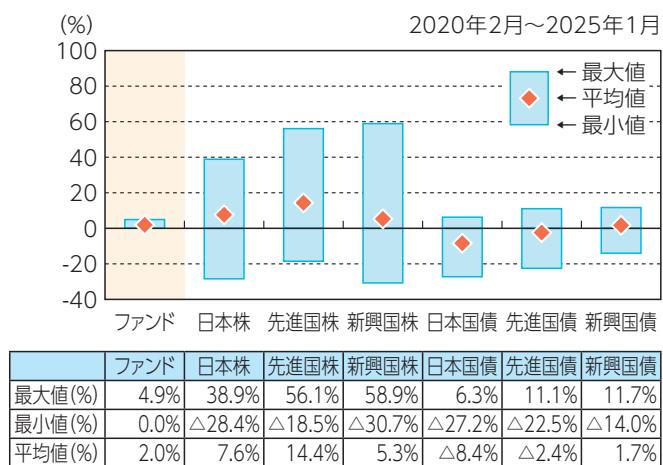
*ファンドの年間騰落率(各月末における1年間の騰落率を示したもの)は、分配金再投資純資産価格をもとに計算しているので、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指標>

| | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 最大値(%) | 4.9% | 38.9% | 56.1% | 58.9% | 6.3% | 11.1% |
| 最小値(%) | 0.0% | △28.4% | △18.5% | △30.7% | △27.2% | △22.5% |
| 平均値(%) | 2.0% | 7.6% | 14.4% | 5.3% | △8.4% | △2.4% |

※ 日本株の指標は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*上記は2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*ファンドの年間騰落率は、分配金再投資純資産価格をもとに計算しているので、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

運用実績

◆ 投資状況

基準日:2025年5月末日

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計(米ドル) | 投資比率(%) |
|---------------------|--------|---------------------------------|---------|
| ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | 267,352,657.99 | 34.11 |
| | フランス | 209,008,700.63 | 26.67 |
| | フィンランド | 119,571,200.61 | 15.26 |
| | 国際的機関 | 29,575,752.11 | 3.77 |
| 小計 | | 625,508,311.34 | 79.80 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 158,290,099.24 | 20.20 |
| 合計 | | 783,798,410.58 (約112,765百万円) | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 米ドルの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=143.87円)によります。以下同じです。

◆ 収益率の推移

| | 収益率 ^(注1) |
|---------|---------------------|
| 第18会計年度 | 0.0777% |
| 第19会計年度 | 0.2075% |
| 第20会計年度 | 0.4357% |
| 第21会計年度 | 1.0537% |
| 第22会計年度 | 1.3839% |
| 第23会計年度 | 0.4151% |
| 第24会計年度 | 0.0242% |
| 第25会計年度 | 0.5578% |
| 第26会計年度 | 3.2838% |
| 第27会計年度 | 3.7268% |

(注1) ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の各会計年度における累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものです。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a=当該会計年度末の1口当たりの純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格(分配落の額)

| | 収益率 ^(注2) |
|---------------------|---------------------|
| 2024年6月1日-2025年5月末日 | 3.3273% |

(注2) ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、2025年5月末日までの1年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものです。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a=2025年5月末日の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b=当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

◆ 純資産の推移

| | 純資産総額 | | 1口当たりの純資産価格 | |
|--------------------------|---------|---------|-------------|---|
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 |
| 第18会計年度末 (2015年10月末日) | 603,847 | 86,875 | 0.01 | 1 |
| 第19会計年度末 (2016年10月末日) | 582,930 | 83,866 | 0.01 | 1 |
| 第20会計年度末 (2017年10月末日) | 540,310 | 77,734 | 0.01 | 1 |
| 第21会計年度末 (2018年10月末日) | 513,448 | 73,870 | 0.01 | 1 |
| 第22会計年度末 (2019年10月末日) | 552,731 | 79,521 | 0.01 | 1 |
| 第23会計年度末 (2020年10月末日) | 756,833 | 108,886 | 0.01 | 1 |
| 第24会計年度末 (2021年10月末日) | 676,280 | 97,296 | 0.01 | 1 |
| 第25会計年度末 (2022年10月末日) | 545,759 | 78,518 | 0.01 | 1 |
| 第26会計年度末 (2023年10月末日) | 623,528 | 89,707 | 0.01 | 1 |
| 第27会計年度末 (2024年10月末日) | 730,097 | 105,039 | 0.01 | 1 |
| 2024年 6月末日 | 723,468 | 104,085 | 0.01 | 1 |
| 7月末日 | 766,874 | 110,330 | 0.01 | 1 |
| 8月末日 | 752,449 | 108,255 | 0.01 | 1 |
| 9月末日 | 721,160 | 103,753 | 0.01 | 1 |
| 10月末日 | 730,097 | 105,039 | 0.01 | 1 |
| 11月末日 | 733,576 | 105,540 | 0.01 | 1 |
| 12月末日 | 758,967 | 109,193 | 0.01 | 1 |
| 2025年 1月末日 | 760,814 | 109,458 | 0.01 | 1 |
| 2月末日 | 779,329 | 112,122 | 0.01 | 1 |
| 3月末日 | 758,845 | 109,175 | 0.01 | 1 |
| 4月末日 | 762,898 | 109,758 | 0.01 | 1 |
| 5月末日 | 783,798 | 112,765 | 0.01 | 1 |

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

米ドル・ポートフォリオ(米ドル建)

◆ 分配の推移

下記会計年度における、前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金(源泉課税後)の単純合計は、以下のとおりです。

| | 100口当たり分配金合計(源泉課税後) | | |
|---------|---------------------|----------|--|
| | | 米ドル | |
| 第18会計年度 | | 0.000777 | |
| 第19会計年度 | | 0.002075 | |
| 第20会計年度 | | 0.004357 | |
| 第21会計年度 | | 0.010537 | |
| 第22会計年度 | | 0.013839 | |
| 第23会計年度 | | 0.004151 | |
| 第24会計年度 | | 0.000242 | |
| 第25会計年度 | | 0.005578 | |
| 第26会計年度 | | 0.032838 | |
| 第27会計年度 | | 0.037268 | |

2025年5月末日までの1年間における前記月次分配金(源泉課税後)の単純合計は、以下のとおりです。

| | 100口当たり分配金累計(源泉課税後) | | |
|-----------------|---------------------|----------|--|
| | | 米ドル | |
| 2024年6月－2025年5月 | | 0.033273 | |

◆ 主要な資産の状況

基準日：2025年5月末日

(全銘柄)

| | 銘柄 | 種類 | 発行国 | 利率 | 満期日 | (米ドル) | | | 投資比率(%) |
|---|--|-----------------|-------|----|-----------|---------------|---------------|---------------|---------|
| | | | | | | 額面金額 | 取得金額 | 時価 | |
| 1 | LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK (USD) CP 27/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/6/27 | 30,000,000.00 | 29,668,137.16 | 29,900,084.31 | 3.81 |
| 2 | CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS (USD) CP 3/7/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス | - | 2025/7/3 | 30,000,000.00 | 29,564,174.79 | 29,878,540.52 | 3.81 |
| 3 | EUROPEAN INVESTMENT BANK (USD) CP 25/9/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | 国際的機関 | - | 2025/9/25 | 30,000,000.00 | 29,550,584.86 | 29,575,752.11 | 3.77 |
| 4 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 12/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/6/12 | 25,000,000.00 | 24,726,388.77 | 24,961,337.54 | 3.18 |
| 5 | ERSTE ABWICKLUNGSANSTALT (USD) CP 16/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/6/16 | 25,000,000.00 | 24,635,989.57 | 24,949,277.24 | 3.18 |
| 6 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 26/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/6/26 | 25,000,000.00 | 24,643,490.83 | 24,919,785.44 | 3.18 |
| 7 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 24/7/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/7/24 | 25,000,000.00 | 24,637,635.14 | 24,836,638.79 | 3.17 |
| 8 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 12/8/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/8/12 | 25,000,000.00 | 24,724,513.97 | 24,778,413.41 | 3.16 |

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



| | 銘柄 | 種類 | 発行国 | 利率 | 満期日 | (米ドル) | | | 投資比率(%) |
|----|--|-----------------|--------|----|--------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| | | | | | | 額面金額 | 取得金額 | 時価 | |
| 9 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 20/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/ 6 / 20 | 21,000,000.00 | 20,697,729.78 | 20,947,539.88 | 2.67 |
| 10 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 3/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス | - | 2025/ 6 / 3 | 20,000,000.00 | 19,712,525.67 | 19,990,417.52 | 2.55 |
| 11 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 4/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス | - | 2025/ 6 / 4 | 20,000,000.00 | 19,853,661.97 | 19,988,005.08 | 2.55 |
| 12 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 5/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス | - | 2025/ 6 / 5 | 20,000,000.00 | 19,710,259.19 | 19,985,512.96 | 2.55 |
| 13 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 10/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | - | 2025/ 6 / 10 | 20,000,000.00 | 19,848,271.00 | 19,973,921.58 | 2.55 |
| 14 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 17/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | - | 2025/ 6 / 17 | 20,000,000.00 | 19,850,602.16 | 19,956,626.43 | 2.55 |
| 15 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 18/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | - | 2025/ 6 / 18 | 20,000,000.00 | 19,865,576.27 | 19,954,391.95 | 2.55 |
| 16 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 24/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス | - | 2025/ 6 / 24 | 20,000,000.00 | 19,703,085.45 | 19,940,138.20 | 2.54 |
| 17 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 25/6/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/ 6 / 25 | 20,000,000.00 | 19,704,088.38 | 19,937,954.02 | 2.54 |
| 18 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 7/7/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス | - | 2025/ 7 / 7 | 20,000,000.00 | 19,702,074.53 | 19,909,430.66 | 2.54 |
| 19 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 8/7/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | - | 2025/ 7 / 8 | 20,000,000.00 | 19,853,661.97 | 19,906,439.62 | 2.54 |
| 20 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 14/7/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | - | 2025/ 7 / 14 | 20,000,000.00 | 19,851,280.82 | 19,892,058.66 | 2.54 |
| 21 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 16/7/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | - | 2025/ 7 / 16 | 20,000,000.00 | 19,854,329.88 | 19,887,762.37 | 2.54 |
| 22 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 17/7/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス | - | 2025/ 7 / 17 | 20,000,000.00 | 19,780,249.67 | 19,884,087.74 | 2.54 |
| 23 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 25/7/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス | - | 2025/ 7 / 25 | 20,000,000.00 | 19,780,744.19 | 19,865,073.35 | 2.53 |
| 24 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 7/8/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス | - | 2025/ 8 / 7 | 20,000,000.00 | 19,779,611.18 | 19,834,708.39 | 2.53 |
| 25 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 14/8/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/ 8 / 14 | 20,000,000.00 | 19,779,611.18 | 19,817,939.67 | 2.53 |
| 26 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 17/9/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス | - | 2025/ 9 / 17 | 20,000,000.00 | 19,696,347.97 | 19,732,786.21 | 2.52 |
| 27 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 22/9/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/ 9 / 22 | 20,000,000.00 | 19,699,716.13 | 19,723,738.84 | 2.52 |
| 28 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 24/9/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/ 9 / 24 | 20,000,000.00 | 19,694,984.86 | 19,719,001.80 | 2.52 |
| 29 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 27/8/25 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ | - | 2025/ 8 / 27 | 13,000,000.00 | 12,856,259.87 | 12,860,947.05 | 1.64 |

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入(申込み)単位 | 1口単位 |
| 購入(申込み)価格 | 各申込後最初に計算される1口当たりの純資産価格。管理会社は、合理的に可能な限り、1口当たりの純資産価格を0.01米ドルに維持するよう努力します。 |
| 購入(申込み)代金 | 申込日の翌取引日に、原則として円貨で払い込みます。基準通貨と円貨との換算は、各申込みについての申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによります(通貨の交換にかかるコストも投資者の負担となります。)。日本における販売会社が応じうる範囲で、日本における販売会社のファンド基準通貨預金口座への振込みにより、ファンドの基準通貨で支払うこともできます。 |
| 換金(買戻し)単位 | 1口単位 |
| 換金(買戻し)価格 | 原則として、管理会社が買戻請求を受領した日に計算される1口当たりの純資産価格。管理会社は、合理的に可能な限り、1口当たりの純資産価格を0.01米ドルに維持するよう努力します。 |
| 換金(買戻し)代金 | 買戻代金(および発生済・未払いの分配金)は、口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた取引日の翌取引日に支払われます。買戻代金(および発生済・未払いの分配金)が円貨で支払われる場合、ファンドの基準通貨との換算は、申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じうる範囲で、当該受益者のファンドの基準通貨預金口座への振込みにより、ファンドの基準通貨で支払われることがあります(通貨の交換にかかるコストも投資者の負担となります。)。 |
| 取引日 | 12月24日を除き、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグにおける銀行営業日、ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日で、かつ日本における金融商品取引業者の営業日。 |
| 申込締切時間 | 取引日に限り、申込みの取扱いが行われます。受付終了時刻は日本における販売会社が定める時刻となります。詳しくは日本における販売会社にご確認ください。 |
| 購入の申込期間 | 2025年12月1日から2026年3月31日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。) |
| 換金(買戻し)制限 | 取引における買戻請求が管理会社の決定するファンドの発行済総口数の一定割合を超過する場合には、買戻請求の全部または一部の処理が延期されることがあります。 流動性基準を満たせなくなった場合、買戻しの停止などの措置をとることがあります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消 | 管理会社は、次の場合において販売・買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。 ① ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。 ② 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ぼない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。 ③ 通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。 ④ 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。 |
| 信託期間 | 無期限 なお、米ドル・ポートフォリオは1997年10月9日に運用が開始されました。 |
| 繰上償還 | トラストは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができます。 |
| 約款の変更 | 管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款を変更することができます。約款の重要事項の変更是、日本の受益者に通知されます。 |
| 決算日 | 毎年10月31日 |
| 収益分配 | 1口当たりの純資産価格を0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。 毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日(当日を含みます。)までに宣言された、発生済・未払いのすべての分配金は、源泉税等を控除後、自動的に再投資されます。 |
| 信託金の限度額 | ファンドにおける信託金の限度額については、定められていません。 |

| | |
|-------|--|
| 運用報告書 | 管理会社は、トラストの資産について、トラストの計算期間の終了(毎年10月末日)後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。 |
| 課税関係 | 税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。益金不算入の適用は認められません。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性があります。 |
| その他 | 受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。投資者はまた、日本における販売会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。 米国の市民または居住者等は、購入をお申込みいただくことができません。 |

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|------|--|--------|---|-----------|--|--------------|--|---------|--------|--------|---|
| 購入時手数料 | ありません。 | | | | | | | | | | | | |
| 買戻し手数料 | ありません。 | | | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | |
| ファンドの管理報酬等 | | | | | | | | | | | | | |
| 管理報酬等の合計 | 当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率 0.58% を上限とする額(ただし、四半期毎の最低固定支払額または年間最低報酬が適用される場合があります。) | | | | | | | | | | | | |
| 内訳 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">管理報酬</td> <td>管理会社は、ファンドの資産から、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とする、管理会社としての活動に対する報酬ならびにオルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての活動およびAIFMにより提供されることのある付隨的な業務に対する報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。ただし、最低固定支払額は、四半期毎に最低5,500米ドルです。 ※ 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および会社事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.035%を上限とする管理事務代行報酬(四半期毎に最低3,205米ドル)を、各四半期末に管理会社より受領します。 管理事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づくファンドの登録・名義書換事務代行業務、管理事務・支払事務・会社事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務への対価として支払われます。</td> </tr> <tr> <td>投資運用報酬</td> <td>投資運用会社は、ファンドの資産から、当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の年率0.18%を上限とする報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。 投資運用報酬は、修正・再録投資運用契約に基づくファンド資産の投資顧問・運用業務への対価として、投資運用会社に支払われます。</td> </tr> <tr> <td>保管受託銀行の報酬</td> <td>ファンドの資産から、日々の純資産総額の平均額の年率0.032%を上限とする保管報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。これに加えて、ファンドの純資産総額の平均額から、各四半期末に支払われる年率0.008%(該当ある場合には、付加価値税を加えます。)を上限とする監督報酬およびモニタリング報酬を請求する権利を有します。 保管報酬ならびに監督報酬およびモニタリング報酬は、修正・再録保管契約に基づくファンド資産の保管業務への対価として、保管受託銀行に支払われます。</td> </tr> <tr> <td>日本における販売会社報酬</td> <td>ファンドの資産から、日々の純資産額の平均額の年率0.30%を上限とする報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。 販売報酬は、修正・再録受益証券販売・買戻契約に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱い業務への対価として、日本における販売会社に支払われます。</td> </tr> <tr> <td>代行協会員報酬</td> <td>ありません。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士および監査人の報酬(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等) ● 一切の税金 等 <p>※ その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を示すことができません。</p> </td> </tr> </table> | 管理報酬 | 管理会社は、ファンドの資産から、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とする、管理会社としての活動に対する報酬ならびにオルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての活動およびAIFMにより提供されることのある付隨的な業務に対する報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。ただし、最低固定支払額は、四半期毎に最低5,500米ドルです。 ※ 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および会社事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.035%を上限とする管理事務代行報酬(四半期毎に最低3,205米ドル)を、各四半期末に管理会社より受領します。 管理事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づくファンドの登録・名義書換事務代行業務、管理事務・支払事務・会社事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務への対価として支払われます。 | 投資運用報酬 | 投資運用会社は、ファンドの資産から、当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の年率0.18%を上限とする報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。 投資運用報酬は、修正・再録投資運用契約に基づくファンド資産の投資顧問・運用業務への対価として、投資運用会社に支払われます。 | 保管受託銀行の報酬 | ファンドの資産から、日々の純資産総額の平均額の年率0.032%を上限とする保管報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。これに加えて、ファンドの純資産総額の平均額から、各四半期末に支払われる年率0.008%(該当ある場合には、付加価値税を加えます。)を上限とする監督報酬およびモニタリング報酬を請求する権利を有します。 保管報酬ならびに監督報酬およびモニタリング報酬は、修正・再録保管契約に基づくファンド資産の保管業務への対価として、保管受託銀行に支払われます。 | 日本における販売会社報酬 | ファンドの資産から、日々の純資産額の平均額の年率0.30%を上限とする報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。 販売報酬は、修正・再録受益証券販売・買戻契約に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱い業務への対価として、日本における販売会社に支払われます。 | 代行協会員報酬 | ありません。 | その他の費用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士および監査人の報酬(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等) ● 一切の税金 等 <p>※ その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を示すことができません。</p> |
| 管理報酬 | 管理会社は、ファンドの資産から、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とする、管理会社としての活動に対する報酬ならびにオルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての活動およびAIFMにより提供されることのある付隨的な業務に対する報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。ただし、最低固定支払額は、四半期毎に最低5,500米ドルです。 ※ 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および会社事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.035%を上限とする管理事務代行報酬(四半期毎に最低3,205米ドル)を、各四半期末に管理会社より受領します。 管理事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づくファンドの登録・名義書換事務代行業務、管理事務・支払事務・会社事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務への対価として支払われます。 | | | | | | | | | | | | |
| 投資運用報酬 | 投資運用会社は、ファンドの資産から、当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の年率0.18%を上限とする報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。 投資運用報酬は、修正・再録投資運用契約に基づくファンド資産の投資顧問・運用業務への対価として、投資運用会社に支払われます。 | | | | | | | | | | | | |
| 保管受託銀行の報酬 | ファンドの資産から、日々の純資産総額の平均額の年率0.032%を上限とする保管報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。これに加えて、ファンドの純資産総額の平均額から、各四半期末に支払われる年率0.008%(該当ある場合には、付加価値税を加えます。)を上限とする監督報酬およびモニタリング報酬を請求する権利を有します。 保管報酬ならびに監督報酬およびモニタリング報酬は、修正・再録保管契約に基づくファンド資産の保管業務への対価として、保管受託銀行に支払われます。 | | | | | | | | | | | | |
| 日本における販売会社報酬 | ファンドの資産から、日々の純資産額の平均額の年率0.30%を上限とする報酬を、四半期毎に受領する権利を有します。 販売報酬は、修正・再録受益証券販売・買戻契約に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱い業務への対価として、日本における販売会社に支払われます。 | | | | | | | | | | | | |
| 代行協会員報酬 | ありません。 | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士および監査人の報酬(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等) ● 一切の税金 等 <p>※ その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を示すことができません。</p> | | | | | | | | | | | | |

※ いずれの四半期においても、当該当事者にかかる上記に記載のいずれかの報酬合計金額が最低報酬額に満たない場合には、当該最低報酬額は当該当事者により完全に放棄され、当該四半期における当該報酬の金額が当該当事者に支払われるものとします。

※ 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができます。

税金

- 税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。
- 税率は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|----------------|-----------|--|
| 分配時 | 所得税および住民税 | 利子所得として課税 分配金の20.315% (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となります。)。 |
| 売買時および換金(買戻し)時 | 所得税および住民税 | 個人受益者について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315% (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の所得税および住民税が課せられます。 |

- 上記は、2025年7月31日現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。